



# 平成30年度事業計画・予算など可決

## 後期高齢者支援金分保険料等を変更

去る、平成30年2月22日(木)午後2時から神奈川県歯科保健総合センター5階中会議室において、第164回通常組合会が開催された。

長谷川理事の司会で幕を開けた組合会は、横山事務長による点呼の後、菺田理事の開会の挨拶が行われた。

議事進行を原議長、大澤副議長に移し、議事録署名人に川田議員(横浜支部)、加王議員(大和支部)を選出した。

続いて、小澤理事長より挨拶が行われ、次に報告事項に移り、庶務報告を斉藤常務理事、会計報告を佐野常務理事が行った。

理事長挨拶、諸報告に対する質疑応答の後議案審議に入り、第1号議案 神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)について議決を求める件

第2号議案 平成30年度神奈川県歯科医師国民健康保険組合事業計画(案)について議決を求める件

第3号議案 平成30年度神奈川県歯科医師国民健康保険

組合歳入歳出予算(案)について議決を求める件

以上3議案について、相互に関連がある議案のため一括上程がされ、第1号議案について森田副理事長より、「後期高齢者支援金分保険料及び介護納付金分保険料並びに保健事業見合い分保険料の改定、事務量の増加による事務局職員の増員のため規約の一部を改正したい」旨説明を行い、第2号議案について、小澤理事長より、平成30年度の厚生労働省の方針として、診療報酬の改定(診療報酬本体が0.55%引き上げ、薬価等改定が1.74%の引き下げ、診療報酬全体で1.19%の引き下げ)、平成30年8月からの高額療養費制度の見直し(70歳以上の被保険者において、現役並みの所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、70歳未満と同様の自己負担限度額となる。一般区分については外来上限額を1万4千円から1万8千円に引き上げる)、入院時の居住費の見直し(65歳以上の医

療養病床に入院する患者の居住費について、難病患者を除き全て月額3,700円とする)、被用者保険における介護納付金の1/2総報酬割導入(被用者保険においては、介護納付金の総報酬割導入を30年度1/2、31年度3/4、32年度全面総報酬割のスケジュールとしている。このことと協会けんぽへの国庫補助が削減されることに関連し

て、所得水準の高い国保組合の特定被保険者の国庫補助が削減されることになり、本組合の介護納付金補助金の1/2部分が14.8%から5.9%に引き下げとなる)。

また、平成30年度の1人当たり保険料月額は、医療分は据え置きとし、後期高齢者支援金分保険料は、組合員300円増、家族200円増とし、介護納付金分保険料は300円増とする。

また、後期高齢者組合員に係る保健事業見合い分保険料については、保健事業の利用状況から2千円減の5千円と

する旨の説明があり、斉藤常務理事から詳細な説明が行われた。

次に第3号議案について佐野常務理事より、総額52億3千7百万円の予算について説明を行い、採決の結果、可決承認された。

続いて、第4号議案 神奈川県歯科医師国民健康保険組合事務局組織規則の一部改正について承認を求める件

を上程し、長崎理事から老人保健医療費拠出金及び療養付加金事務の終了により文言を削除する旨の説明があり、

可決承認された。

以上で全日程を終了し、下里理事の閉会の挨拶で組合会は散会した。

なお、平成30年度事業計画及び歳入歳出予算につきましては、同封のお知らせをご覧ください。

また、組合会の席上、10月1日付けで採用した2名の職員との紹介と、永年勤続職員表彰が行われた。

【採用】平成29年10月1日  
主事補 金子萌乃  
主事補 配島 唯

【永年勤続表彰】30年  
事務長 横山聡志

### 平成30年度における事業内容等の変更点

#### ◎ 保険料関係

##### 1. 医療分保険料 (1人当たり月額) 据え置き

第1種組合員	25,000円
第2種組合員	18,500円
第3種組合員	12,500円
家族	8,000円

##### 2. 後期高齢者支援均分保険料 (1人当たり月額)

第1種組合員	6,300円
第2種組合員	5,200円
第3種組合員	3,900円
家族	2,600円

##### 3. 介護納付金分保険料 (1人当たり月額)

4,500円

##### 4. 保健事業見合い分保険料 (1人当たり月額)

後期高齢者組合員 5,000円

#### ◎ 給付関係

##### 1. 高額療養費自己負担限度額の変更 (8月診療分から) (70歳~74歳の前期高齢者)

現役並み所得者	
課税所得690万円以上	252,600+(医療費-842,000)×1% (多数該当 140,100円)
課税所得380万円以上	167,400+(医療費-558,000)×1% (多数該当 93,000円)
課税所得145万円以上	80,100+(医療費-267,000)×1% (多数該当 44,400円)

一般	
個人単位 (外来のみ)	18,000円
(年間限度額)	144,000円
世帯単位 (入院を含む)	57,600円
(多数該当)	44,400円